

最高顧問・顧問・参与規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第4章第33条に基づき、理事会の議決を経て、最高顧問、顧問及び参与を委嘱する。

2. 最高顧問の資格と任期

最高顧問は、協会に多大なる貢献をした者でその任期は終身とする。

3. 顧問の資格と任期

顧問は、会長・副会長または専務理事・常務理事9年以上の経験者を原則とし、その任期は特に定めない。

4. 参与の資格と任期

参与は、役員を9年以上経験した者を原則とし、その任期は特に定めない。なお、在任中に役員に選任されたときは参与を退任する。

5. 経 験 年 数

前3、4項の適用に当たっては、協会の前身である日本職業スキー教師連盟及び社団法人日本職業スキー教師協会のそれを含む。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 7月21日から施行する。